

市街化調整区域における事前相談に必要な書類

2020.02.01

市街化調整区域における相談については、既存宅地の要件を確認するため最低3週間程度かかります。また下記の1～8について現地調査を行い、相談内容と現地の状況に間違いがないか確認するための資料としますので、予めご了承ください。

- 1 位置図 : 相談場所明示
- 2 公図の写し : 相談地に土地所有者名を記入
(複数筆がある場合は筆ごとに記入)
- 3 全部事項証明 : 相談地の土地の登記簿
(コピー可) 閉鎖登記簿(線引き日(S45.12.26)以前の情報)
- 4 課税証明書 : 現在の土地の課税地目が分かる証明書の写し
固定資産税証明(評価証明)など
- 5 現況図 : 現在の土地の状況が判るもの
宅地の高低差、既存建築物の有無、接続先道路の幅員、
建築基準法の扱い等
- 6 50戸連たん図 : 既存集落内であることが分かる資料
(現在の住宅地図を使用し、審査基準1-4-3-7及び8を参考に作成して下さい)
- 7 現況写真 : カラーコピー可
- 8 その他 : 建築確認概要書・建築確認記載事項証明書・開発登録簿・
宅地造成等規制法調書・位置指定図など(コピー可)

※既存宅地の要件については、審査基準1-4-3-29～31を参照。

〒194-8520 町田市森野2-2-2 2

町田市役所8階

TEL 代表 042-722-3111

都市づくり部 建築開発審査課 開発審査係 TEL 直通 042-724-4395

※ 現場、出張等で担当者不在の場合がありますので、ご相談の際は事前に電話で連絡いただき、確認のうえお越しく下さい。